

## 鹿嶋市告示第55号

令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

鹿嶋市長 田口伸一

### 令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の除却工事を行う者に対し予算の範囲内において危険ブロック塀等改善事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、鹿嶋市補助金交付規則(平成14年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、組積造その他これらに類する塀及び門柱並びにこれらと一体となる構造物をいう。
- (2) 避難路等 鹿嶋市地域防災計画で規定する指定緊急避難場所及び指定避難場所から半径2キロメートル圏内の道路をいう。
- (3) 危険ブロック塀等 その全部又は一部に倒壊の危険性があり、かつ、倒壊によって避難路等を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認めるブロック塀等をいう。
- (4) 除却工事 危険ブロック塀等の全部又は一部を除却する工事をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する危険ブロック塀等を除却する事業とする。

- (1) 避難路等の道路面から最も高い部分の高さが80センチメートルを超えるものであること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。
- (3) 既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、危険ブロック塀等の所有者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 市税等に滞納がない者
  - (2) 危険ブロック塀等が設置されている敷地において、既にこの要綱に基づいた補助金の交付を受けたことがない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しない者
- （補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険ブロック塀等の除却に要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、当該額が100,000円を超えるときは、100,000円を限度とする。

- (1) 危険ブロック塀等の全てを除却する場合 除却する部分の延長に1メートル当たり10,000円を乗じて得た額又は除却工事に要する費用に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額
- (2) 危険ブロック塀等の一部を除却する場合 除却する部分の延長に1メートル当たり7,000円を乗じて得た額又は除却工事に要する費用に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額

（ブロック塀等の事前判定）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ申請に係るブロック塀等が、危険ブロック塀等に該当するか否かについて、事前に判定を受けなければならない。

2 前項の申請者は、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金判定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の現況写真（カラーで全景及び危険個所がわかるもの）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項に規定する申請を受けた場合は、現地調査を行い、危険ブロック塀等に該当するか否かを判定したときは、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金判定結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 前条第3項の規定による危険ブロック塀等に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助事業に係る契約を締結する前に、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付申請書（様式第3号その1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金事業計画書（様式第3号その2）
  - (2) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
  - (3) 申請に係る危険ブロック塀等を所有していることを証する書類
  - (4) 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合には、共有者の同意が得られていることを示す書類（様式第3号その3）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の計画変更等）

第10条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた補助金の額を超えない範囲で申請の内容を変更しようとするときは、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金計画変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第11条 補助事業者は、ブロック塀等の除却工事を中止し、又は廃止するときは、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金中止（廃止）届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたとき、又は補助事業者が次条に規定する実績報告を行わないときは、当該決定を取り消し、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月1日のいずれか早い日までに、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の施工後の写真
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 除却工事の内訳が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、実績報告書等の書類の

審査及び必要に応じて現地調査等を行い、申請の内容と相違ないことを認めるときは、補助金の額を確定し、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知する。

（交付の請求）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知の日から起算して30日を経過する日までに鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（交付の決定の取消）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- （3）補助金を目的外に使用したとき。
- （4）その他市長が交付決定を取り消し、交付した補助金の一部又は全部を返還させることが適当と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還の期限は、返還を命ぜられた日から起算して30日を経過した日とする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

鹿嶋市長

様

申請者

〒

住所

フリガナ  
氏名

電話番号

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金判定申請書

危険ブロック塀等の判定を受けたいので、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

住宅の所在地	鹿嶋市		
避難路等に面する 塀の延長	m	構	造
高さ		厚	さ
根入れ		控え壁の有無	
基礎の有無		塀の損傷の程度	
土地への立入りに ついて	土地への立入りについて承諾します。 土地管理者 住所 _____ 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
備考	・ 補助金の交付を受けるためには、危険ブロック塀等の判定を受けた後、別途申請すること。また、除却工事の着手は、交付決定後に行うこと。 ・ 危険ブロック塀等の判定のため、職員が敷地内への立入調査を行う場合には、立会いを必要としない。		
添付書類	現況写真（外観全景・近景） その他（ _____ ）		

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 様

鹿嶋市長

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金判定結果通知書

令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり通知します。

住 宅 の 所 在 地	鹿嶋市	
判 定 結 果	危険ブロック塀等に該当する	危険ブロック塀等に該当しない

様式第3号その1 (第8条関係)

年 月 日

鹿嶋市長

様

申請者

〒

住所

フリガナ  
氏名

電話番号

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付申請書

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金を受けたいので、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

ブロック塀等の 所在地	鹿嶋市		
ブロック塀等の 所有関係	単独名義	共有名義	相続人
補助対象区分	全部除却	一部除却	
ブロック塀等の 種類	ブロック塀	組積造 (れんが造・石造・鉄筋なしブロック塀)	
確認同意欄 私は、鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金の交付に必要な事項として、補助金申請に必要な範囲で、私に関する市税等の納付状況及び住民記録について、当該事業の所管課職員が確認することに同意します。 また、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第16条の規定による命令を受けた場合は、速やかに補助金の返還をします。  申請者(自署) 住所 フリガナ 氏名 生年月日			

※ 添付書類

(1) 鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金事業計画書（様式第3号その2）

(2) 除却工事に要する費用の見積書の写し

(3) 申請に係る危険ブロック塀等を所有していることを証する書類

(4) 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合には、共有者の同意が得られていることを示す書類（様式第3号その3）

(5) その他市長が必要と認める書類

※住民記録の情報提供に同意しない場合又は、市外に在住している場合は、住民票（申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記簿謄本）を添付してください。

※市税等の納付状況の情報提供に同意しない場合は、納税証明書（市税に未納がないことの証明書）を添付してください。

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金事業計画書

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金を受けたいので、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり計画します。

塀の所在地		鹿嶋市
塀の種類		補強コンクリートブロック造 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造等)
除却工事の種類		全部除却① (¥10,000/m)      一部除却② (¥7,000/m)
除却の延長		m (うち道路に面する長さ m) ③
除却工事の期間		年 月 日から 年 月 日まで
見積額	内訳	補助対象 円 ④ 補助対象外 円
	合計	円
補助金額	①or②×③	円 ⑤
	④×2/3	円 ⑥
	限度額	100,000 円 ⑦
	交付申請額 (⑤, ⑥又は⑦のいずれか低い額)	円

同意書

鹿嶋市長 様

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金の交付について、\_\_\_\_\_が申請、請求、受領等を行うことに異議がないので、土地所有権の共有者として同意します。

記

1 ブロック塀等の所在地 \_\_\_\_\_

2 申請者以外の共有者の住所等

(共有者1) 年 月 日

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

氏名 (代表者) \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日 \_\_\_\_\_

(共有者2) 年 月 日

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

氏名 (代表者) \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日 \_\_\_\_\_

(共有者3) 年 月 日

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

氏名 (代表者) \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日 \_\_\_\_\_

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 住 所  
氏 名 様

鹿嶋市長

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金については、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付の可否	交付 ・ 却下
交付決定金額	金 円
却下理由 (却下の場合)	
附帯条件	虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき又は交付対象者としての要件を満たさないことが明らかになったときは、本要綱第16条により、補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金計画変更申請書

年 月 日付け 第 号で申請した鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金について事業計画を変更したいので、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、承認を得たく申請します。

記

1 補助事業の名称 鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金

2 補助金の申請額の変更等

変更後の申請金額	(A)	金	円
変更前の申請金額	(B)	金	円
減額 (A) - (B)	(C)	金	円

3 事業計画変更の内容

4 事業計画変更の理由

5 付記事項

※ 事業計画変更の内容については、申請時の内容のどこをどのように変更したいか、具体的に記入するとともに交付申請時に提出した添付書類を必要に応じて修正し、提出すること。

申請者 住 所  
氏 名 様

鹿嶋市長

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金について、下記のとおり交付金額を変更することに決定したので、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 変更後の交付決定額等

変更後の交付決定額	(A)	金	円
変更前の交付通知額	(B)	金	円
増減額 (A) - (B)	(C)	金	円

3 補助金等の変更理由

4 附帯条件

5 補助金等交付に係る指示事項

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

鹿嶋市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金事業中止（廃止）届出書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金について、補助事業を中止（廃止）したいため、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第11条の規定により、届け出ます。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 補助事業中止（廃止）の理由

様式第8号（第11条，第15条関係）

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

鹿嶋市長

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金について，下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 取消理由

鹿嶋市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金事業が完了したので、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の名称 鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業

2 補助事業の内容

交付決定額	(A)	金	円
精算額	(B)	金	円
差引額	(A) - (B) (C)	金	円

3 補助事業の完了年月日

4 付記事項

5 添付書類

- (1) 補助対象事業の施工後の写真
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (3) 除却工事の内訳が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第10号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

鹿嶋市長

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金の額が確定したので、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額	金 円
----------	-----

様式第11号（第14条関係）

年 月 日

鹿嶋市長

様

住所  
氏名  
電話番号

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫・ 組合（ ）		支店名	本店 支店 ( )
口座種別	当座・普通	口座番号		
口座名義人	(フリガナ)			

様式第12号（第16条関係）

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

鹿嶋市長

鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金について、令和8年度鹿嶋市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還の期限